

補聴器購入費を助成します

購入前に
ご相談ください

※市から「交付決定」を受ける前に購入したものは対象外です。

●対象となる方

すべて当てはまる方が
対象です

- ①市内に住民登録がある 18 歳以上の方
- ②聴覚障害による身体障害者手帳交付の対象とならない方
※身体障害者手帳が取得可能な方(両耳の聴力が 70dB 以上の方、または一方の耳の聴力が 90dB 以上でもう一方の耳が 50dB 以上の方等)は助成の対象となりません。
- ③聴力が両耳共に 40dB 以上の方
- ④耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める
証明(医師意見書)を受けた方
- ⑤過去にこの助成を受けていない方

●助成金額

補聴器本体の購入にかかる費用に対し、**30,000 円**を上限に助成します。

※受診費用、文書料(医師意見書)、修理費用等は助成対象外です。

助成回数は1人1回限りです。30,000 円未満の助成でも、残額の再申請はできません。

補聴器は、耳鼻咽喉科医師の診断を受け、認定補聴器技能者または言語聴覚士による調整を受け購入するものに限りです。

●受付窓口・お問合せ先

〒668-0046 豊岡市立野町 12-12

豊岡市役所立野庁舎 1階 社会福祉課(18 歳から 64 歳までの方)

TEL:0796-24-7033

2階 高齢者支援課(65 歳以上の方)

TEL:0796-29-0055

各振興局市民福祉課でも受付けを行っています。

手続き方法は裏面をご覧ください

手続きの流れ

1 書類を用意する
市受付窓口(表面参照)で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

2 耳鼻咽喉科を受診する
医師意見書(市の指定様式)を持参し、医師に補聴器が必要と認められたときは、医師意見書に記入を受けてください。

3 見積書をもらう
補聴器販売店で認定補聴器技能者または言語聴覚士の調整を受け、購入予定の補聴器の見積書と医療機器認証番号がわかる書類を受け取ります。

⚠ まだ購入しません

4 申請書を提出する
以下の書類を受付窓口に提出してください。
・申請書
・医師意見書
・補聴器の見積書
・補聴器の医療機器認証番号がわかる書類
※見積書に医療機器認証番号が書かれている場合は、不要です。

5 交付決定通知書が届く
市から「助成金交付(不交付)決定通知書」と請求書様式が届きます。

6 補聴器を購入する
補聴器を購入し、購入店舗から領収書をもってください。

申請書を提出した年度内に補聴器を購入してください。

7 助成金請求書を提出する
以下の書類を受付窓口に提出してください。
・助成金請求書
・領収書(宛名が助成対象者のもの)
・振込先口座がわかるもの(助成対象者名義のもの)
・補聴器の医療機器認証番号がわかる書類
※領収書に医療機器認証番号が書かれている場合は、不要です。

8 市から助成金が振り込まれる